

～相談事例～



こんな時、どうするの？ 1 アスベストを含む廃液の処理
2 個人で収集運搬の許可を更新する時に、
運転免許証は必要か

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

スレート葺(側面もスレート使用)の建物の洗浄を依頼されました。洗浄して排出される廃液には、泥、コケなどの他に、アスベストが含まれると思いますが、どのように処理したらいいでしょうか。建物は建設した時期を考慮すると、アスベスト含有建材が利用されていると思われる、廃液にもアスベストが含まれると思います。廃酸、廃アルカリの特別管理産業廃棄物の基準にアスベストはないと思いますが、どうしたらいいのでしょうか。

(回答1)

事業活動に伴って発生した廃液は、酸性を呈するか、アルカリ性を呈するかで、廃酸、廃アルカリのどちらかに該当します。おっしゃる通り、廃酸、廃アルカリの特別管理産業廃棄物の基準にアスベスト含有はありませんので、特別管理産業廃棄物には該当しません。従って、pHが7を境にして、通常の廃酸か廃アルカリに該当します。委託を考えている業者に発生状況を説明し、アスベストが混入している恐れがあることを説明し、受け入れ可能か確認すると良いと思います。

(照会2)

個人で収集運搬業の許可を取得しているが、年を取ってしまい、自分の運転に自信が持てなくなり、運転免許証を返納しています。収集運搬をする時に運転免許証は必須であると思いますが、個人で収集運搬の許可を取得している場合、収集運搬の許可更新に運転免許は許可の条件になりますか。

(回答2)

廃棄物処理法の収集運搬の許可基準に道路交通法に基づく運転免許はありません。従いまして、運転免許証がなくても許可の更新はできます。個人事業主として、指揮監督のもと、運転免許証を所持している方に収集運搬を実施させれば問題ないと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(2月10日現在、12件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。